

## 町の区域及び名称の変更案に係る公示（案）

戸田市告示第 号

戸田市内の町の区域及び名称を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 260 条第 1 項の規定による町の区域及び名称の変更の案について、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に準じて次のとおり町の区域及び名称の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項の規定を準用し、公示された案に係る町の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、告示の日から 30 日を経過する日までに、50 人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和元年 10 月 日

戸田市長 菅原 文仁

### 1 変更内容

大字美女木字向田及び字外仲田の区域及び名称（別図参照）

### 2 変更案の縦覧場所

戸田市都市整備部都市計画課

### 3 縦覧期間

令和元年 10 月 日から令和元年 11 月 日まで

# 美女木向田地区町界町名地番整理実施予定区域及び町割図



実施面積 45.4ha

町名	面積 (ha)	備考
美女木北一丁目	12.6	新町名
美女木北二丁目	16.1	新町名
美女木北三丁目	11.1	新町名
美女木一丁目へ編入	0.2	編入後24.1ha
美女木東一丁目へ編入	5.4	編入後33.4ha
合計	45.4	

凡例

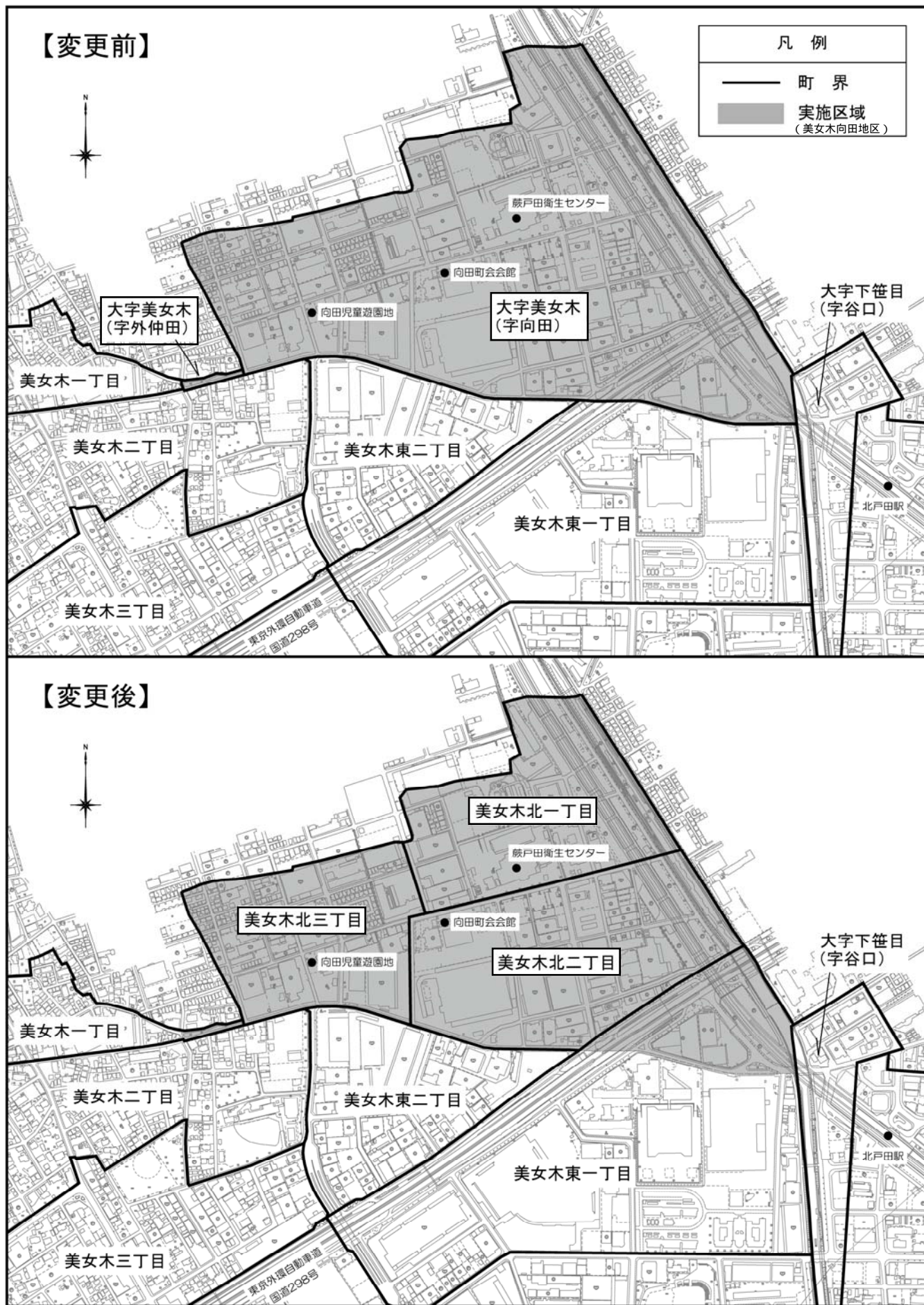
- 町界
- 実施区域 (美女木向田地区)

1 : 10,000



※ 面積等については、今後調査を進めていく中で変更となる可能性があります。

# 新旧対照図



## ○地方自治法（抜粋）

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

## ○住居表示に関する法律（抜粋）

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

## ○住居表示に関する法律施行令（抜粋）

第一条 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第五条の二第二項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図画二枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名し印をおした文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。